

## 独占禁止法基本問題懇談会（第23回）議事概要

平成19年1月23日

- 1 日時 平成19年1月18日（木）9：30～12：30
- 2 場所 内閣府 本府庁舎 3階 特別会議室
- 3 出席者
  - 座長 塩野 宏 東京大学名誉教授
  - 座長代理 金子 晃 慶応義塾大学名誉教授
  - 委員 石井 卓爾 三和電気工業株式会社代表取締役社長
  - 宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授
  - 神田 敏子 全国消費者団体連絡会事務局長
  - 小林 いずみ メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長
  - 佐野 真理子 主婦連合会事務局長
  - 角田 真理子 明治学院大学法学部助教授
  - 西田 典之 東京大学大学院法学政治学研究科教授
  - 根岸 哲 甲南大学法科大学院教授
  - 浜田 道代 名古屋大学大学院法学研究科教授
  - 日野 正晴 駿河台大学法科大学院研究科長
  - 増井 和男 慶應義塾大学大学院法務研究科客員教授
  - 村上 政博 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
  - 村田 恒子 松下電器産業株式会社パナソニックシステムソリューションズ社法務グループマネージャー
  - 諸石 光熙 住友化学株式会社特別顧問
  - 山本 孝宏 弁護士
- （その他） 公正取引委員会 松山 経済取引局長
- （事務局） 内閣府大臣官房 独占禁止法基本問題検討室 土肥原 室長、別府次長、東出 参事官

#### 4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 審査・審判手続について(公正取引委員会)
- (3) 不公正な取引方法に対する措置の在り方について
- (4) 閉会

#### 5 審査・審判手続について

(1) 前回会合での質問等を踏まえ、審査・審判手続の運用について資料1に基づき公正取引委員会から説明があった。主な説明内容は以下のとおり。

- ・ 調書への記載に関しては、独占禁止法第48条は、全ての調査について逐一記録しなければならないと解されるものではない。明らかに不合理な内容の供述を行うなど非協力的態度を貫く場合があることなど、調書を作成することが真実の究明に資さないケースが多くみられることから、事情聴取をした場合には全てその供述について調書を作成する必要はないと考えている。なお、関係人が意見を述べたいのであれば別途、申述書の提出等によることが可能であり、現に数多く行われている。
- ・ 作成した調書の加除修正の要請については、物的証拠や他の関係人の供述に照らし真実であると合理的に判断できるものには応じている。しかし、事実を隠蔽したい、誤魔化したいという動機から、供述内容をあいまいにしたというような加除修正の要請には応じていない。
- ・ 事前手続について、形式的に行っているだけではないかとの指摘があるが、事前手続において提出された意見・証拠を踏まえ、事実関係を確認した上で、処分を変更した事例もあり、そのような指摘はあたらない。
- ・ 排除措置命令と課徴金納付命令の手続を一体化してはどうかとの指摘があるが、両者を同時に行うことができる事案については、すでにそのようにしており、また、審判においても争点が共通する場合には併合している。
- ・ 緊急停止命令については、これまでの申立は7件のみである。件数が少ない背景には、裁判所の慎重さ、緊急性の立証のハードルが高いことなどがある。
- ・ 審判官については、現在、7名の審判官のうち4名が法曹資格者であり、現在行われている合議制の審判98件の全てで法曹資格者が審判官となっており、うち83件で法曹資格者が審判長となっている。

- ・ 審査官に不利な証拠は開示されない可能性があるので、審査官の手持ち資料を開示すべきではないかとの指摘があるが、全ての証拠を総合的に判断して事実認定を行っており、審査官に不利な証拠を除外して事実認定を行ったり、審査官に不利な証拠を隠匿しているようなことはない。自社の提出資料については閲覧・謄写が可能であること、他社の提出資料については事業者間で情報交換を行うことが可能であることから、審査官の手持ち資料は事業者側で把握可能だと考えている。

(2) これに関し、概ね以下の質疑応答が行われた。

- ・ 事業者間の情報交換で把握可能ということであれば、審査官が開示してもよいのではないかと。  
企業の営業秘密に関わるものも含まれている。また、審判において、文書提出命令による開示を申し立てることも可能である。
- ・ 必要と認められる供述を調書にするということだが、必要かどうかは審査官がその供述を信用するかどうかで判断するということが。  
真実の解明という基本に従って、審査官は、必要な場合に供述調書を作成している。
- ・ 営業秘密に関わるものが開示されないのは当然であるが、文書提出命令については、どのような文書があるのかの特定が困難である。特定せずとも包括的な申立てで足りるのか。  
一定の特定は必要であることは前提となるが、文書の特定のために必要な資料について、廷外での開示が行われていることもある。企業秘密等の問題があるので、提出された資料を当該提出会社以外の者に公正取引委員会の判断で開示することが適当とは思われない。
- ・ 事情聴取に慣れていない事業者側の従業員等が、事情聴取に慣れた審査官に対し、頭を整理せずに供述してしまうことはあるのではないかと。事情聴取に弁護士を同席させることに合理性があるのではないかと。
- ・ 他の行政調査や刑事手続の実態がわかれば、それも参考になるのではないかと。

## 6 不公正な取引方法に対する措置の在り方について

不公正な取引方法に対する措置の在り方について討議を行った。出された意見は概ね以下のとおり。

- ・ 不公正な取引方法は「公正な競争を阻害するおそれ」の段階で規制するものであり、必ずしも要件が明確でないものが含まれており、刑事罰や課徴金の対象とすることは適切ではないのではないかと。再販売価格維持行為のように要件が明確なものもあるが、不公正な取引方法の内なぜ再販売価格維持行為だけ刑事罰等の対象とするのかの説明が難しい。
- ・ 要件が広汎で必ずしも明確でない不公正な取引方法を刑事罰や課徴金の対象とすると、事業活動に対する萎縮効果が生じ、営業の自由を制約することになる。排除型の私的独占を課徴金の対象とすることで足りるのではないかと。
- ・ 不公正な取引方法は行為規範なので、事業者は、どのような行為が規制されているのか理解していかねばならない。事業活動に対する萎縮効果が生ずるといって、事業者の実情からは、現実に萎縮効果が生じるだろうか。
- ・ 不公正な取引方法は要件が不明確であるといえるが、独占禁止法2条9項の定義だけでなく、公正取引委員会による指定があり、さらに、ガイドラインやこれまでの運用がある。これらにより要件は明確化されているのではないかと。
- ・ 営業の自由という憲法上の問題に対し、運用でカバーされているから問題がないという議論はいかがなものか。
- ・ 賦課するかどうかについて裁量がない現行の課徴金を前提にすると、不公正な取引方法のすべての行為類型を刑事罰や課徴金の対象とすべきではない。また、公正取引委員会の告示で規定されている不公正な取引方法について、課徴金の対象とすることも疑問である。
- ・ 公正取引委員会の告示による指定で刑事罰を科したとしても、従来の最高裁判例からみれば、罪刑法定主義に反し違憲と判断されることはないのではないかと。
- ・ 現に存在している法律の合憲性をどう考えるかと、これから立法する段階で憲法との関係をどう考えるかは別の問題である。問題となる可能性があるような立法はすべきではない。
- ・ 諸外国では刑事罰の対象はカルテルに限られており、仮に、不公正な取引方法に対する制裁を強化するとしても、裁量型行政制裁金にとどまるのではないかと。
- ・ 不公正な取引方法のうち、優越的地位の濫用と欺まんの顧客誘引については、純粋な競争ルールとは異なる面もあるため、不公正な取引方法から抜き

出して、課徴金等の対象とすることは考えられる。その他の行為類型については、排除型の私的独占と重なる部分があるので、排除型の私的独占を課徴金の対象とするかどうかによって結論が変わってくる。

- ・ 独占禁止法は、公正かつ自由な競争を維持することにより、消費者保護を図るものであり、競争ルールと消費者保護規制は分けて考えるべきものではない。
- ・ 競争政策の目的としては、企業間の公正かつ自由な競争の維持・促進に加え、消費者の選択がゆがめられないような環境整備が考えられるが、後者には重きが置かれてこなかった。また、不公正な取引方法については、消費者の利益に直接関係があるにも関わらず、他の規制の予防的規制との位置づけに過ぎない。取締官庁があり、かつ、業種横断的な消費者保護に資する規制は、不公正な取引方法しかなく、不公正な取引方法、特に、差別対価、優越的地位の濫用、欺まんの顧客誘引、再販売価格維持行為については、課徴金の対象とすべきである。
- ・ 消費者基本法の改正により、消費者政策の方向性は、事業者に対する規制から、消費者の支援に転換しており、独占禁止法もそれを踏まえたものとすべきである。
- ・ 独占禁止法は第1条にあるように事業活動の不当な拘束を排除し、競争を促進することが直接の目的であって、消費者保護は直接の目的からはやや遠い。諸外国も、競争政策と消費者政策は分けて考えている。
- ・ 不当表示、再販売価格維持行為に基づく消費者被害は多数生じており、再販売価格維持行為と不当表示は刑事罰等の対象にすべきである。なぜ再販売価格維持行為等だけ刑事罰等の対象にするのかという説明から考えるのではなく、刑事罰等の対象とする必要性があるかどうかから考えるべきではないか。排除措置命令だけでは事業者は「やり得」であり、不当な利得を吐き出させる制度が必要である。
- ・ 不公正な取引方法に対する排除措置命令の実績を見ると、課徴金の対象とすべき実態があるとは言えないのではないかと。
- ・ 独占禁止法の運用を消費者政策の観点から強化するということと、不公正な取引方法を刑事罰・課徴金の対象にするということは次元の異なる問題である。

- 7 今後の予定  
次回会合は、2月2日に行う。

(文責： 内閣府大臣官房独占禁止法基本問題検討室)